

# 白井市議会政務活動費の交付に関する条例及び政務活動費取扱い基準について

政務活動費は、会派又は議員の調査研究活動を活発化させるために、先進地の実態調査、各種研修会等への参加、参考資料の購入等に充てる議員の公的活動経費です。その調査研究した成果から、市政の課題及び市民ニーズを把握し、市政に反映させる活動に生かすもので、地方自治法第100条第14項から第16項に位置付けられているものです。

白井市議会では、平成13年10月から「白井市議会政務調査費の交付に関する条例」に基づき、議員に対して政務調査費が交付されていましたが、平成24年9月の地方自治法の改正に伴い、政務調査費が「政務活動費」に改正されました。これに伴い、本市議会は、地方自治法の改正趣旨に則り、平成25年3月議会で「白井市議会政務活動費の交付に関する条例」を新たに制定し、平成25年度分の政務活動費から適用することとしました。

なお、この条例は、これまでの政務調査費に関する条例で定めていた交付額や残余の場合の返還などの諸規定を踏襲しており、情報公開条例の対象になっていません。新条例の主な内容は、**1**のとおりです。

## ＜政務活動費の使途基準について＞

白井市議会では、政務活動費への改正に伴い、その取扱い基準を次のとおり一部見直しを行いました。

### **1** 白井市議会政務活動費の交付に関する条例の主な内容

- 1 交付対象（第2条）**  
白井市議会議員の職にある者
- 2 交付額及び交付の方法（第3条）**  
月額3万円を半期ごとに交付する。
- 3 議員でなくなった場合の政務活動費の返還（第4条）**  
議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月分以降の政務活動費を返還しなければならない。
- 4 政務活動費を充てることができる経費の範囲（第5条）**  
議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、市民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付する。（別表経費）
- 5 収支報告書の提出（第6条）**  
議員は、領収書又はこれに準ずる書類を添付して政務活動費に係る収支報告書を作成し、議長に提出しなければならない。
- 6 政務活動費の返還（第7条）**  
交付を受けた政務活動費に残余がある場合は、政務活動費を返還しなければならない。
- 7 収支報告書の保存及び閲覧（第8条）**  
議長は、収支報告書を提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存、また、何人も、議長に対し収支報告書の閲覧を請求することができる。
- 8 透明性の確保（第9条）**  
議長は、収支報告書について必要に応じて調査を行う等、適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努める。

### 白井市議会政務活動費の取扱いに関する基準

項目	支出できる経費	支出できる経費の注意事項	支出できない経費例
<b>調査研究費</b> 議員が行う市の事務、地方行政等に関する調査研究及び調査委員会に関する経費	(a) 国内視察に伴う旅費 (b) 宿泊費 (c) 視察時の手土産	(a) 白井市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「条例」）の範囲内とし、公共交通機関の利用に際しては、領収書に代えて統一様式により報告する。ただし、航空運賃及び新幹線等については、領収書又はこれに準ずる書類を添付する。自宅から最寄り駅までの交通手段も可とする。 ・自動車で行く場合は燃料代・駐車料金及び有料道路代の計上を可とする。 ・レンタカーを使用した場合は、賃借料、燃料代・駐車料金及び有料道路代の計上を可とする。 ・運転手を雇用した場合は、人件費を計上することができる。（ただし議長が認めた場合に限り。） (b) 条例の範囲内（13,100円）とし、朝食のみ含む。 (c) 一箇所につき3千円を限度とし、地場産品の活用を図る。	・友好姉妹都市訪問のための費用 ・政党活動（党大会への出席に要する経費、党大会賛助金及び国、県の上級組織に伴う活動）に要する経費 ・市及び各種団体が開催する行事に出席するための経費 ・昼食代、夕食代 ・海外視察費 ・グリーン車、ビジネスクラス等
<b>研修費</b> 議員が研修会を開催するために必要な経費及び団体等が開催する研修会の参加に要する経費	(a) 研修等への参加費、交通費 (b) 宿泊費 (c) 研修会開催に伴う講師謝礼金、会場借り上げ費	(a) 条例の範囲内とし、公共交通機関の利用に際しては、領収書に代えて統一様式により報告する。ただし、航空運賃及び新幹線等については、領収書又はこれに準ずる書類を添付する。自宅から最寄り駅までの交通手段も可とする。 ・自動車で行く場合は燃料代・駐車料金及び有料道路代の計上を可とする。 ・レンタカーを使用した場合は、賃借料、燃料代・駐車料金及び有料道路代の計上を可とする。 ・運転手を雇用した場合は、人件費を計上することができる。（ただし議長が認めた場合に限り。） ・振り込み手数料の計上を可とする。 (b) 条例の範囲内（13,100円）とし、朝食のみ含む。	・政党が主催する研修費、交通費、宿泊費 ・昼食代、夕食代
<b>広報費</b> 議員が行う活動及び市政について市民に報告するために要する経費	(a) 広報費 (b) 議会報告発行費用 印刷費、新聞折り込み代、ポスティング費、紙代 (c) 報告会費	(b) 議員個人及び会派で発行する発行物に限る。 ・報告には発行物を添付し、発行枚数を記載する。 ・郵送の場合は領収書を添付する。 (c) 会場費、資料代	・議員の後援会及び政党活動に関する発行物 ・個人、後援会が作成するホームページに係る費用 ・ミニコミ紙等への掲載費用 ・茶菓子代
<b>広聴費</b> 議員が行う市民からの市政及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、市民相談等の活動に要する経費	(a) 会場費 (b) 資料代	(b) 住民アンケートを行う場合は紙代と郵送代の領収書、アンケート用紙の写しを添付する。	・茶菓子代
<b>要請・陳情活動費</b> 議員が要請及び陳情活動を行うために必要な経費	(a) 交通費 (b) 資料印刷費		・飲食代
<b>会議費</b> 議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等への議員の参加に要する経費	(a) 交通費 (b) 会場費 (c) 資料印刷費		・選挙区内にある団体に会員として納める会費 ・飲食代及び茶菓子代 ・飲食を主とする会合に出席する時の会費 例：懇親会、祝賀会、記念式典、賀詞交歓会 など ・会派や議員間の懇談会に関わる経費
<b>資料作成費</b> 議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費	(a) 印刷製本代	(a) コピー代、紙代、プリンターインク代	・政党活動や選挙活動に当たるもの（選挙ポスター、ビラ等） ・議会報告以外の発行物
<b>資料購入費</b> 議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費	(a) 書籍 (b) 新聞 (c) 定期刊行物 (d) 有料データベース利用料 (e) CD-ROM・DVD等映像資料の購入代	(a) 事典辞書、法規集等の購入代（書籍名、出版社名を記載する） 送料、手数料 (b) 1紙は自己負担とし、2紙目以上分については、計上を可とする。 (c) 雑誌（地方自治、地方財務、ガバナンス等）の購読料	・当該議員の所属する政党機関紙・書籍等の購入 ・調査研究に適さない図書等
<b>事務費</b> 議員が行う活動に必要な事務用消耗品及び備品の購入、事務機器の賃借、通信機器の使用等に要する経費	(a) 事務費 (b) 自動車等の燃料費 (c) 電話等の通信費 (d) 事務用機器 (e) 事務用機器(複写機等)リース料 (f) 事務用消耗品	(b) 年間燃料費の4分の1を可とする。ただし年間2万4千円を限度とし、領収書又はこれに準ずる書類を添付する。 (c) 固定・携帯電話、インターネットに係る通信経費を按分し、4分の1を可とする。ただし、年額6万円を限度とし、領収書又はこれに準ずる書類を添付する。 (d) パソコン、プリンター、タブレット、ファクシミリ等の購入は按分で2分の1を可とする。 (e) リース料、保守契約料は按分で2分の1を可とする。 (f) 文具、ファイル、パソコン記録媒体、コピー用紙等の購入代	・切手、はがきの大量購入は不可

### その他支出できない経費

- (1) 慶弔、餞別、病気見舞、慶弔電報、広告料、年賀、名刺印刷代 (2) 党費、パーティー券購入、党大会参加費（旅費も含む。） (3) 人件費

### 【適用】

- 1 令和4年度分の政務活動費から適用する。

### 【留意事項】

- 収支報告は、原則支払額36万円について記載する。
- 視察に参加した場合は、報告書を添付する。研修会の場合は、内容のわかる資料を添付する。
- 領収書の発行が困難な場合は、これに準ずる書類を添付する。
- 政務活動費の支出にあたっては、調査研究その他の活動に要した費用の実費を支出することが原則である。従って、政務活動費（調査研究その他の活動）以外の用途（政党活動、選挙活動、後援会活動、私人としての活動）にも使われることがあるものについては、按分する。
- ポイント付与等の取り扱いについては、疑義の生じないように注意する。
- 市の貸与品にかかる弁償には支出できないものとする。
- 基準見直し後や改選後初めての報告は、会派代表者会議で監査する。なお、見直しが必要な点については協議する。